

職業安定法第 32 条の 13 及び同法施行規則第 24 条の 5 に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※1）による求人は取り扱わない、

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※2）
求人を受け付ける時の事務費用	1 件につき 50000 円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 50000 円、活動 1 日あたり 10000 円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3 ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の 50%

※2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

職業安定法第 32 条の 13 及び同法施行規則第 24 条の 5 に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※1）による求人は取り扱わない、

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※2）
求人を受け付ける時の事務費用	1 件につき 50000 円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 50000 円、活動 1 日あたり 10000 円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3 ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の 50%

※2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

職業安定法第 32 条の 13 及び同法施行規則第 24 条の 5 に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※1）による求人は取り扱わない、

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※2）
求人を受け付ける時の事務費用	1 件につき 50000 円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 50000 円、活動 1 日あたり 10000 円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3 ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の 50%

※2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

職業安定法第 32 条の 13 及び同法施行規則第 24 条の 5 に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※1）による求人は取り扱わない、

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※2）
求人を受け付ける時の事務費用	1 件につき 50000 円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 50000 円、活動 1 日あたり 10000 円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3 ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の 50%

※2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

職業安定法第32条の13及び同法施行規則第24条の5に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※1）による求人は取り扱わない、

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※2）
求人を受け付ける時の事務費用	1件につき50,000円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金50,000円、活動1日あたり10,000円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の50%

※2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

職業安定法第 32 条の 13 及び同法施行規則第 24 条の 5 に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※1）による求人は取り扱わない、

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※2）
求人を受け付ける時の事務費用	1 件につき 50000 円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 50000 円、活動 1 日あたり 10000 円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3 ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の 50%

※2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

職業安定法第32条の13及び同法施行規則第24条の5に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※1）による求人は取り扱わない、

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※2）
求人を受け付ける時の事務費用	1件につき50000円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金50000円、活動1日あたり10000円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の50%

※2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

職業安定法第 32 条の 13 及び同法施行規則第 24 条の 5 に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※ 1）による求人は取り扱わない、

※ 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※ 2）
求人を受け付ける時の事務費用	1 件につき 50000 円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 50000 円、活動 1 日あたり 10000 円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる支給総額の 60% 以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3 ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の 50%

※ 2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

職業安定法第32条の13及び同法施行規則第24条の5に基づき、有料職業紹介事業の取扱い職種の範囲等を下記の通り明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務等を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等（※1）による求人は取り扱わない、

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

当社の取扱い地域の範囲：国内全域

■ 手数料に関する事項

1. 求職者から徴収する手数料：求職者の皆様からは手数料は一切徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料は以下の通りです（消費税別）

サービスの種類及び内容	手数料の額（※2）
求人を受け付ける時の事務費用	1件につき50000円以下
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金50000円、活動1日あたり10000円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる支給総額の60%以下 （手数料負担者は関係雇用主とします）
返戻金制度；有り	期間の定めなく紹介した人材が自己の都合により、退職した場合は以下の通り ・3ヶ月未満で退職した場合は紹介手数料の50%

※2 届け出る手数料は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

■ 苦情等お問い合わせ先に関して

苦情処理の責任者は、各支店の職業紹介責任者となります。誠意をもって対応いたします。

■ 求人者の情報および、求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）については、求職者に公開する場合の他、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当社の「個人情報適正管理規定」は次の通りです。

1. 個人情報の取扱者は、各支店の職業紹介責任者となります。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。